

昭和二十四年法律第二百五十六号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律  
(目的)

この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、國の会計經理事務処理の能率化を促進し、もつて國民經濟の健全な運行に資することを目的とする。

**第一条** この法律において「政府契約」とは、國を当事者の一方とする契約で、國以外の者による工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し國が対価の支払をなすべきものをいう。

**第二条** (定義) この法律において「政府契約」とは、國を当事者の一方とする契約で、國以外の者による工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し國が対価の支払をなすべきものをいう。

(政府契約の原則)

**第三条** 政府契約の当事者は、各々の對等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

**第四条** 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ)。(財務省令で定めるものに限る。)を含む。

第十条において同じ)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

**二 対価の支払の時期**

三 各当事者の履行の遲滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

**四 契約に関する紛争の解決方法**  
(給付の完了の確認又は検査の時期)  
第五条 前条第一号の時期は、國が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事について十四日、その他の給付については十日内の日としなければならない。  
内国が相手方のなした給付を検査しその給付の全部又は一部が契約に違反し又は不当で

あることを發見したときは、國は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、國が相手方からは正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

**第六条** (支払の時期) 第四条第二号の時期は、國が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日(以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日とししなければならない。

国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを發見したときは、國は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が輕微な過失によるときにつきは、當該請求の拒否を通知した日から國が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにつきは、適法な支払請求があつたものとしないものとする。

**第七条** (時期の定の特例) 契約の性質上前二条の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二条の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

**第八条** (支払遅延に対する遅延利息の額) 国が約定の支払時期までに對価を支払わぬ場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとなし、同条第三号中国が支払時期までに對価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条ただし書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

**第九条** (支払の額に対する利息の加算) (支払遅延に対する遅延利息の額)

第十一条 国が前金払又は概算払をなした場合においてその支払済金額が支払確定金額を超過した期限までに返納しないときは、その相手方は、その期限の翌日からこれを國に返納するまでの期間に応じ、當該未返納金額に対し第八条第一項に定める率と同じ率を乗じて計算した金額を加算して國に返納しなければならない。

**第十二条** (支払の額に対する利息の加算) (電磁的方法による手続)

第十三条 国の会計事務を處理する職員が故意又は過失により國の支払を著しく遅延させたと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならない。

**第十四条** (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第十五条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、當該事項の内容の不当が軽微な過失によるときにつきは、當該請求の拒否を通知した日から國が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が重大的な過失によるときにつきは、適法な支払請求があつたものとしないものとする。

**第十六条** (支払の時期) 第四条第二号の時期は、國が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付については三十日(以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日と定めたものとみなし、支払遅延に対する遅延利息の率について第八条第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたものとみなす。但し、第七条の規定により、その制限内で特別の期間の定をすることを妨げない。

**第十七条** (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第二十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第三十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第四十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第五十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第六十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第七十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第八十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第九十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十一条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十二条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十三条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十四条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十五条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十六条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十七条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十八条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百十九条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十条 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十一 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十二 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十三 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十四 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十五 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十六 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十七 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十八 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百二十九 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十一 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十二 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十三 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十四 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十五 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十六 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十七 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十八 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百三十九 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十一 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十二 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十三 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十四 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十五 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十六 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十七 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十八 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百四十九 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十 (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

第一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー (支払の額に対する利息の加算) (この法律の準用)

ときは、その相手方は、この法律施行の日から第十一條の規定により計算した金額を加算して國に返納しなければならない。

附則（昭和二七年七月三一日法律第二百一号）抄  
この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二八年七月一五日法律第六〇号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十二条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二二日法律第一二一號）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 号抄 附 則 (昭和三一年五月四日法律第九四

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和四一年七月一〇日法律第七  
三号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五十九年八月一日法律第七二号)抄  
(施行期日)

第一編 この法律は昭和六年四月一日から施行する。  
（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一  
部改正に伴う条項削除）

**第六条** この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十五条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有す。

有する  
附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第  
八七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政府契約のうち除外上等にて不適用の一  
部改正に伴う経過措置)

契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則（昭和六年四月四日法律第九  
三号）抄

**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第九条** この法律の施行前にした日本国有鉄道の  
契約については、第八十一条の規定による改正前  
の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十  
四条の規定は、なおその効力を有する。

の政府契約の支拂遲延防止等に関する法律第十一条の規定は、なおその効力を有する。

附則(平成二年二月二日法律第  
一六〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律)の規定

（平成十四年一二月一三日法律第  
一千三百四十四条の規定 公布の日）

(施行期日)  
**第一条** この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。